

聖書：コリント人への手紙第一 6：8～11

説教題：神の国を相続する者

日時：2022年5月15日（朝拝）

コリント教会の問題を次々に見ていますが、今パウロが取り上げているのはコリント教会で仲間同士の争いが起こると、すぐにこの世の法廷に相手を引っ張って行って訴え合っていたという問題についてです。パウロは内部のことは内部で解決すべきであると述べていました。それは内側のごたごたを外部に漏らさないためという意味ではなく、クリスチャンはクリスチャンが共通して持っている神の国の価値観、神の国の道徳的基準の下でこれらの問題を考え、対処すべきだからです。前回は7節までを見ましたが7節は実に驚くべき言葉でした。パウロはそこで「そもそも、互いに訴え合うことが、すでにあなたがたの敗北です。どうして、むしろ不正な行いを甘んじて受けないのですか。どうして、むしろ、だまし取られるままでいいのですか。」と言いました。一瞬、何が言われているのか頭が混乱しそうになる言葉でした。まさかパウロは不正な行いを甘んじて受けよ！と言っているのか。だまし取られることをよしとせよ！と言っているのかと。しかしクリスチャンがここを読んで思い起こすのは、イエス様の言葉であり、またイエス様ご自身の生き方です。今日は詳しく繰り返しませんが、クリスチャンはイエス様に倣って愛の原則によって生きることを優先すべきであるということです。イエス様が私たちの救いのために不正をも甘んじて受け、まただまし取られるままの道を進まれたことを感謝して仰ぎ、その主に倣う歩みにこそ真に勝利を収める道があるということでした。

今日の8節で、コリント人たちは主に倣って耐え忍ぶどころか、自らが不正を行い、だまし取っていたということが非難されています。裁判に訴えることは一見、公正な方法であるように思われますが、実際は裕福な人・社会的立場のある人が有利であるという現実があったようです。力ある者たちはそうやって結局、不正を行い、相手からだまし取っていた。一見正当的と思われる方法を用いつつ、見る目を持って見る人からすれば、それは実質略奪行為以外の何物でもない。しかもそれを兄弟たちに対して行っている。

9節でパウロは「あなたがたは知らないのですか」と言い、警告の言葉を語ります。「正しくない者は神の国を相続できません。」ここでの「神の国」は「天国」と言い

換えて良いと思います。神が用意くださった最終的御国に入り、それを受け継ぐことです。そして「思い違いをしてはいけません」と言います。つまりコリント人たちは思い違いをしていたということです。どんな思い違いかと言うと、正しくない者でも神の国を相続できると彼らは考えていたということです。どういうことでしょうか。コリント人は、これまで見て来ましたように自分たちの知識や知恵を誇り、このような優れた賜物が自分たちには与えられているということで高ぶっていました。彼らは自分たちをレベルの高いクリスチャンと考えていました。周りの人々よりもクラスが上の成熟した人、霊的な人間、洗練された信仰者また教会だと思いがっていました。そのような彼らは現実生活の中である種の罪があっても、それで自分たちの救いが揺らぐことはないと考えていました。自分たちはそんなことには左右されない、もっと高い位置にあるクリスチャンたちであると。そのため、教会の中に父の妻と妻にしている人がいても放置していましたし、兄弟姉妹の間に争いが起きて裁判に訴え合ったとしても別に問題ではない。むしろそれで勝つことは優れた知恵と知識を持つ立派なクリスチャンの証しだとさえ考えていたのでしょうか。しかしパウロはそれは思い違いだとはっきり言います。正しくない者は神の国を相続できない！と。そういう行いをしながら神の国に入れると思っていることは大きな間違いである！と。そして神の国に入れぬ人はどんな人か、10個のリストをここであげています。

この10のリストの内、6つは前の5章10～11節にすでに出て来ました。新しくここに出て来たのは4つです。順番に見て行きますと「淫らな行いをする者」は5章に出て来て、それは父の妻を妻にしている人をはじめとする不道德な行いをしている人のことです。次の「偶像を拝む者」も5章10～11節のリストに出て来ました。その後続く4つがここで新しく登場したものです。まず「姦淫をする者」とは結婚している者が結婚外で性的関係を持つことを意味します。次の「男娼となる者」と「男色をする者」は同性愛を指す言葉と思われまふ。前者は受け身的に買われる側の人のこと、後者は自ら買う側の人のことと見るのが一般的理解です。ここまでの5つは性的な罪とまとめることができますと思います。その中に「偶像を拝む者」が入っているのは偶像礼拝と性的罪の結びつきを示しているということでしょうか。後半の5つは他者に害を及ぼす罪と言えるでしょうか。10節最初の「盗む者」は新しく出て来た言葉ですが、その後続く「貪欲な者」や「そしる者」、「奪い取る者」と関連するでしょう。この6章で見ている訴訟による略奪行為と関係しています。「酒におぼれる者」も前の5章11節に出て来ました。もちろんこれら以外にも神の国を相続できない者

とする罪はあると考えられますが、これらはコリントの町やコリント教会を背景にしてあげられたサンプルでしょう。そしてパウロはこのような者は「みな、神の国を相続することができません」と10節最後で繰り返し強調します。

これはこれまでも見て来ましたように、ここに書いてある罪を一度でも犯した人は、それで神の国を相続できなくなるという意味ではありません。その罪を悔い改め、これらの行いから立ち返るなら、もちろんその人は主の十字架を通して赦され、聖められます。ここに言われているのは習慣的にこのような行いをする人のことです。これを続ける人、それをやめない人、これが生活パターンとなり、その人の特徴となっている人のことです。そういう人は神の国を相続できない。それは当然です。神は聖なる神、義なる神です。その義なる神の国に悪で特徴づけられる人がいるはずがありません。言い換えればこれらの悪の生活を続ける人は自ら自分自身を神の国から除外するのです。ですからこれらの生活を続けながら、私は神の国を相続するだろうと考えていることは大間違いだ！とパウロは言います。それは大変な思い違いであることを改めて認識して、急いでこれらの悪から離れなければならない。むしろやがて神の国に住む者らしい特性を、すなわち神ご自身を映し出すような特性を、この世にある時から現して行くような者でなければならない、そのように生活が変わって行く者でなければならないということです。

さてパウロの言葉が10節で終わっていたら（それはそれで問題はないのですが）ここを読む人にとっては厳しい言葉となったかもしれません。しかしパウロは牧会者としてコリント人たちのことを思い、11節の言葉も語ります。そしてここに私たちが改めて心に留めるべき大切な真理があります。まずパウロは今見た9～10節のリストを指して、「あなたがたのうちのある人たちは、以前はそのような者でした」と言います。つまり「以前は」そうだったけれども、今は違うというメッセージがここにあるわけです。では今はどんな者たちなのでしょう。ここに主を信じるクリスチャンが持つべき大切な自己理解が述べられます。「しかし、主イエス・キリストの御名と私たちの神の御霊によって、あなたがたは洗われ、聖なる者とされ、義と認められたのです。」原文で先に来ているのは、あなたがたは洗われ、聖なる者とされ、義と認められたという言葉です。そして原文ではこれら3つの動詞一つ一つの前に「しかし」という言葉が繰り返して付けられています。「あなたがたのうちのある人たちは、以前はそのような者であった。しかしあなたがたは洗われた。しかしあなたがたは聖なる者とされ

た。しかしあなたがたは義と認められた。」と。このように「しかし」「しかし」「しかし」と繰り返されることによって、コリント人たちは今や以前とは異なる状態の者にされていることが強調されているわけです。ですからここにある一つ一つの言葉を良く心に留めて、自分に当てはめるべきであることとなります。

1つ目は「しかしあなたがたは洗われた」。これは以前の罪の汚れが洗われたことを指すのでしょうか。使徒の働き 22 章 16 節に、パウロがダマスコ途上で回心した時、アナニアから「何をためらっているのですか。立ちなさい。その方の名を呼んでバプテスマを受け、自分の罪を洗い流しなさい。」と言われた言葉が記されています。テトスへの手紙 3 章 5 節にも「神は、私たちが行った義のわざによってではなく、・・・聖霊による再生と刷新の洗いをもって、私たちを救って」くださったとあります。そしてここに出てくる 3 つの動詞はすべて、過去のある時点でなされた 1 回限りの決定的な出来事を指す時制で語られています。ですから彼らは主を信じて回心した時、決定的に洗われるという恵みを受けたのです。

2 つ目は「聖なる者とされた」。この手紙の 1 章 2 節でコリント人たちは「キリスト・イエスにあって聖なる者とされた人々」と言われました。「聖とする」とは「区別する」という意味で、彼らが神へと取り分けられ、神のものとされ、神へと聖別されたことを指します。

3 つ目は「義と認められた」。1 章 30 節に、キリストは私たちにとって「義と聖と贖いになられた」とありました。ローマ書 3 章で詳しく述べられている通り、キリストを信じることを通して、その人は神の前に義と見なされ、神との正しい関係に立たせていただけると福音は語ります。これも回心の時に与えられた祝福です。

これらは「主イエス・キリストの御名と私たちの神の御霊によって」とあります。御名とはその人そのものを指しますので、「主イエス・キリストの御名によって」とは、イエス・キリストご自身によって、特にその十字架のみわざによってということでしょう。そしてそのキリストが勝ち取った恵みを個々人に適用するのが聖霊です。御霊がそのように働き、コリント人たちをキリストと結び付けてくださることを通して、コリント人たちは新しい者とされたのです。彼らは洗われ、聖とされ、義とされました。そういう者たちとしてそういう者たちにふさわしい歩みに進むように！とパ

ウロは勧めているのです。ゼロからのスタートではありません。彼らはすでに素晴らしい恵みを受けています。この恵みの事実を心から感謝し、この土台に立って、そういう者らしい新しい歩みへ進むようにとパウロは言っているわけです。

今日の箇所から私たちが問われることは私たちが思い違いをしていないかということではないでしょうか。救いはただ信仰によると理解するあまり、後の生活はどうであれ、とにかく神の国に入れると考えていることはないか。日曜礼拝に出席し、教理を学び、教会生活をしていれば、罪の生活を続けていても神の国を相続できると考えていることはないか。それは思い違いであると！パウロは言っています。確かに救いは行いによりませんが、しかし行いに現れなければならないと聖書は語ります。エペソ人への手紙 2 章 10 節：「実に、私たちは神の作品であって、良い行いをするためにキリスト・イエスにあって造られたのです。神は、私たちが良い行いに歩むように、その良い行いをあらかじめ備えてくださいました。」 ガラテヤ人への手紙 5 章 22～23 節には御霊の実について述べられていて、「御霊の実は、愛、喜び、平安、寛容、親切、善意、誠実、柔和、自制です」とあります。ですからこのような「実」が信仰者には見られるようであればなりません。その前の 5 章 19～21 節には肉の行いが列挙され、こう記されています。「肉のわざは明らかです。すなわち、淫らな行い、汚れ、好色、偶像礼拝、魔術、敵意、争い、そねみ、憤り、党派心、分裂、分派、ねたみ、泥酔、遊興、そういった類のものです。」 今、コリント書で見ている内容と共通するものが多くあります。そしてその後こう続きます。「以前にも言ったように、今もあなたがたにあらかじめ言うておきます。このようなことをしている者たちは神の国を相続できません。」 これも今日の箇所と全く同じ主張です。ですから私たちは思い違いをしないようにしなければなりません。正しくない者は神の国を相続できないのです。この真理に照らして、神の国と相容れない罪の生活を自分に許すことをせず、早くに後ろに捨て去るようにならなければなりません。

そしてこの取り組みをするにあたって私たちがしっかり心に止めるべきは 11 節の御言葉であると思います。私たちが今やキリストを信じ、神の御霊により、洗われた者たち、聖とされた者たち、義とされた者たちです。今なお地上にあって日々戦いの中にあり、罪を犯す私たちですが、それでも私たちは主イエス・キリストの御名と私たちの神の御霊によって以前とは異なる状態とされている者たちです。信仰を告白した最初の時に決定的なこれらの恵みを受けた者であると同時に、それ以降もずっとキ

リストと結ばれ、キリストからすべての恵みを汲み出すように導いてくださる聖霊の支えの下にあります。私たちはこの恵みの事実を心から感謝して告白し、もう一度この光の下で自分を捉え直し、そのような者にふさわしい歩みを祈り求める者とさせられたいと思います。神の国と相容れない古い生活と決定的に縁を切った者として、これからもそれらを後ろに捨てたままとする戦いをし、神の国を相続する者として私たちの前に置かれているものに向かって歩む者とされたいと思います。祈りつつそのように行う取り組みの中で、本当にそのように導いてくださる神の力と恵みを味わわせていただきながら、神の国へとつながる生活をもって神に栄光を帰し、また周りの人々にこの恵みの神を証しする歩みを導かれて行きたいと思います。